⑷　工作法及び組立法は、信頼性のあるものでなければならない。この場合において、接着、溶接、熱処理等の厳密な管理を要する工作過程は、日本産業規格等に適合するか又は試験によって安全性が証明されたものでなければならない。
⑸　装備移転航空機の構造は、風化、腐食、摩耗その他の原因による劣化又は強度低下に対し、保護されていなければならない。
⑹　装備移転航空機の構造は、定期的及び予想される過酷な運用の後に必要とされる点検、交換及び調整並びに可動部分の潤滑が容易にできるようなものでなければならない。

2　操縦席等

⑴　操縦装置及び操作装置は、混同及び操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものでなければならない。
⑵　操縦席等は、操縦者が疲労し、若しくは混乱し、又は他の操縦者等が障害となることによって、不正確又は不自由な操縦操作を行うおそれができる限り少ないようにしたものでなければならない。この場合においては、操縦装置、操作装置及び計器の配置、これらの識別、非常装置の識別、操縦感覚、通風、暖房、騒音等について、考慮しなければならない。
⑶　操縦席等は、装備移転航空機を安全に運用できるように、十分広く、明瞭で、かつ、できる限りひずみのない視界を有しなければならない。
⑷　操縦席等は、普通の飛行並びに進入及び着陸を行う場合に、降水状態においても十分な視界を確保できるようにしたものでなければならない。
⑸　操縦席等の装置及び計器の配置は、飛行中における非常時の脱出に支障のないものでなければならない。また、脱出のための射出装置は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

3　非常装置

⑴　装備移転航空機は、構成品又はその系統の予想される重大な故障に際して、これから生ずる非常事態を防止する装置を有するものでなければならない。
⑵　装備移転航空機は、臨界発動機が故障した場合に、故障後の飛行又は操作を続行するための必要な装置を有するものでなければならない。

4　防火

⑴　装備移転航空機は、飛行中又は地上における火災の発生をできる限り少なくするように設計しなければならない。
⑵　装備移転航空機は、できる限り火災発生場所を密閉し、又は火災を探知してこれを消火することができるようにしたものでなければならない。

5　装備移転航空機内にある者の保護

⑴　装備移転航空機は、与圧が低下し、又は煙若しくは毒性ガスが発生した場合に、装備移転航空機内にある者をこれらから保護することができるようにしたものでなければならない。
⑵　気圧低下警報装置は、装備移転航空機内の気圧が安全限界を超えて低下した場合に、確実に作動するものでなければならない。

6　非常着陸設備

⑴　装備移転航空機は、非常着陸の際の衝撃及び火災に対して、装備移転航空機内にある者を保護することができるようにしたものでなければならない。
⑵　装備移転航空機は、非常着陸の際に、装備移転航空機内にある者が速やかに脱出できるような設備を有するものでなければならない。

7　地上作業に対する考慮

装備移転航空機は、けん引、整備、給油等の地上作業により、装備移転航空機の安全な運用上重要な部分が損傷を受けるおそれがないようにしたものでなければならない。

第４　動力装備

1　一般

⑴　動力装備は、予想される運用状態において、装備移転航空機を安全に運用することができるものでなければならない。
⑵　発動機又はプロペラが故障した後これらが回転を継続することによって火災の発生又は重大な構造上の破壊の危険が増大するおそれのある装備移転航空機にあっては、動力装備は、飛行中に当該発動機の回転を停止し、又は回転を安全な速度まで減少することができるものでなければならない。
⑶　動力装置は、予想される運用状態内のできる限り広い飛行領域において、発動機を再起動することができるものでなければならない。

2　動力部の独立等

⑴　動力装置は、各動力部を互いに独立に運転し、及び制御することができるように配列し、及び装備しなければならない。
⑵　動力装置及びこれと関連する諸系統は、通常予想できるいかなる故障が起きても、その故障による発動機の出力又は推力の低下が臨界発動機の完全な故障による出力又は推力の低下よりも大きくならないように装備しなければならない。

3　プロペラの振動

動力装備は、プロペラの振動応力が当該装備移転航空機の予想される運用状態において運用上安全とみられる値を超えないように装備しなければならない。

4　冷却系統

冷却系統は、運用中予想される最高大気温度までの各温度において、この節の第４第１項第１号の基準に適合するように動力装置の温度を維持することができるものでなければならない。

5　その他の系統

燃料系統、滑油系統、吸気系統その他の動力装置の系統は、運用中予想される全ての状態（発動機出力又は推力、高度、加速度、大気状態、燃料温度、滑油温度等）において、適正に発動機を作動させることができるものでなければならない。この場合において、使用する燃料（水及びアルコールを含む。）及び滑油は、日本産業規格等に適合したものでなければならない。

6　防火設備

⑴　防火壁

動力装置のうち発火源が可燃性物質と接近しているために火災の発生のおそれが特に大きい部分を収める区域（以下「防火区域」という。）は、発火源及び火災伝ば経路を考慮して、火災によって飛行の継続が危険となるような他の区域から防火壁によって隔離しなければならない。

⑵　可燃性流体系統の防火

ア　防火区域内の可燃性流体系統の構造は、炎にさらされた場合に可燃性流体が流出しないものでなければならない。
イ　可燃性流体系統には、防火区域内で火災が発生した場合に、当該防火区域への可燃性流体の流入を閉止できる装置を備えなければならない。

⑶　火災探知器

防火区域には、火災の発生を迅速かつ確実に探知するのに十分な火災探知器をできる限り備えなければならない。

⑷　消火系統

防火区域には、当該防火区域内の火災を確実に消火できる消火系統をできる限り備えなければならない。

第５　装備

1　一般

⑴　装備移転航空機は、予想される運用を安全に行うために必要な構成品（装備移転航空機を構成する装置、機器又は部品をいう。以下同じ。）を装備したものでなければならない。
⑵　前号の構成品は、有効かつ確実にその機能を発揮することができるものでなければならない。
⑶　この項第１号の構成品には、名称又は型式について適当な標識を施さなければならない。
⑷　装備移転航空機の構成品及びその系統は、装備移転航空機の安全な運用を損なわないように装備しなければならない。